

官報

号外 昭和三十七年二月九日

○第四十回 衆議院會議録 第十号

昭和三十七年二月九日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和三十七年二月九日

午後二時開議

第一 離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外七名提出)

第二 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 国務大臣の演説
二 国務大臣の演説に対する質疑

○本日の會議に付した案件

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外七名提出)

日程第二 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

河野農林大臣の農業基本法に基づく昭和三十六年度年次報告及び昭和三十七年度農業施策についての演説

国務大臣の演説に対する質疑

昭和三十七年二月九日 衆議院會議録第十号

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案

午後二時十七分開議
○副議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、畜産物価格審議会委員に本院議員芳賀貢君、同本名武君、参議院議員谷口慶吉君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外七名提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、離島振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

離島振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十七年一月二十四日

提出者

網島 正興 山中 貞則
大橋 武夫 高橋 等
高橋清一郎 加藤 勘十
石橋 政嗣 受田 新吉
賛成者
安倍晋太郎外百九十名

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限をさらに十年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約六十億円の見込みである。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長早稻田柳右エ門君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔早稻田柳右エ門君登壇〕

○早稻田柳右エ門君 ただいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

離島振興法は、本土より隔絶せる離島の特殊事情からくる後進性を除去し、離島の経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上をはかる目的をもつて、昭和二十八年に期間十年の限時法として制定せられたのであります。自來離島振興計画を作成実施して、きわめて大きな貢献をなしたのであります。また、格差は、いまだかなりの開きがありますので、本法の有効期間を十年間延長して、長期的な振興計画を策定し、振興開発をさらに推進する必要があるというので本案が提出されたのであります。

本案は、一月二十五日当委員会に付託せられ、提出者である網島正興君より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、二月六日採決に付しましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十七年一月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第一条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 公共職業安定所の紹介により炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第二十三条第二項中「前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」を「前項第一号に掲げる業務及びこれに附

「第一項及び前項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号の二及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、前項第一号から第三号まで及び次の各号に該当する炭鉱離職者について行なうものとする。

一 当該離職後新たに安定した職業についたことのないこと。

二 昭和三十六年十二月三十一日において炭鉱労働者又は炭鉱離職者であること。

第二十五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 雇用奨励金の支給基準及び支給方法

第三十五条中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改める。

第三十六条中「及び第二項ただし書」を「第二項ただし書及び第六項」に改め、「第四条第二項」の下に「第十九条の二第一項」を加える。

第四十一条中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所その他の職業安定機関」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)
第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
目次中(第十九条・第二十条)を(第十九条・第二十条)に改める。

第十九条第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「又は地方公共団体」を「地方公共団体又は特別の法律により設立された法人」でその業務が国の事務と密接な関連を有するものに、「同項」を「第一項」に改め、「試験」の下に「又は公共職業訓練に準ずる訓練」を加え、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なう。

第十九条の次に次の一条を加える。

(金融機関に対する業務の委託等)

第十九条の二 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、前条第三項に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下第三十三条及び第三十九条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十條第一項中「前条第一項」を「第十九条第一項及び第三項」に改める。

第二十六條を次のように改める。

(借入金及び雇用促進債券)
第二十六條 事業団は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は雇用促進債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七條中「第一項」の下に「及び第三項」を、「業務に要する費用」の下に「(同項に規定する業務を行なうために必要な貸付資金を除く。)」を加える。

第三十三條第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十四條中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所」に改める。

第三十七條第一項第一号中「第四條第二項」の下に、「第十九條の二第一項」を加え、「若しくは第二項ただし書」を、「第二項ただし書若しくは第六項」に改め、同条第二項中「第四号に掲げる業務」の下に「又は同条第三項に規定する業務(労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付けに関する業務に限る。)」を加える。

第三十九條中「事業団」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第四十一条の改正規定、第二条中雇用促進事業団法第三十四条の改正規定及び附則第六項の規定は公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第三十六条の改正規定、第二条(雇用促進事業団法第三十四条の改正規定を除く)及び附則第五項の規定は昭和三十一年四月一日から施行する。

2 雇用奨励金は、昭和三十一年一月一日からこの法律(前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。)の施行までの間に改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項に規定する炭鉱離職者を雇い入れた事業主に対しても、支給することができる。

3 改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項の規定は、同条第一項第二号の手当の支給については、昭和三十一年一月一日から適用する。

4 改正前の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第二号各号に該当する炭鉱離職者であつて、昭和三十一年一月一日からこの法律の施行までの間に職業訓練を受けたものに對する同条第一項第二号の手当の支給については、改正後の同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職業訓練を修了するまでは、なお従前の例による。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七條中「第一項」の下に「及び第三項」を、「業務に要する費用」の下に「(同項に規定する業務を行なうために必要な貸付資金を除く。)」を加える。

第三十三條第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十四條中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所」に改める。

第三十七條第一項第一号中「第四條第二項」の下に、「第十九條の二第一項」を加え、「若しくは第二項ただし書」を、「第二項ただし書若しくは第六項」に改め、同条第二項中「第四号に掲げる業務」の下に「又は同条第三項に規定する業務(労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付けに関する業務に限る。)」を加える。

第三十九條中「事業団」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第四十一条の改正規定、第二条中雇用促進事業団法第三十四条の改正規定及び附則第六項の規定は公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第三十六条の改正規定、第二条(雇用促進事業団法第三十四条の改正規定を除く)及び附則第五項の規定は昭和三十一年四月一日から施行する。

2 雇用奨励金は、昭和三十一年一月一日からこの法律(前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。)の施行までの間に改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項に規定する炭鉱離職者を雇い入れた事業主に対しても、支給することができる。

3 改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項の規定は、同条第一項第二号の手当の支給については、昭和三十一年一月一日から適用する。

4 改正前の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第二号各号に該当する炭鉱離職者であつて、昭和三十一年一月一日からこの法律の施行までの間に職業訓練を受けたものに對する同条第一項第二号の手当の支給については、改正後の同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職業訓練を修了するまでは、なお従前の例による。

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十六条第六号ノ十一ノ五中「第十九条第一項」の下に「若ハ第三項」を加える。
6 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三款 婦人少年室」第

第三款の二 職業安定事務所
第十七条の三 職業安定事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北九州職業安定事務所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本

2 職業安定事務所の所掌事務及び権限は、職業安定法(これに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

3 職業安定事務所の内部組織は、労働省令で定める。

理 由

炭鉱離職者その他の離職者の就職を促進するため、雇用促進事業団の業務として雇用奨励金の支給及び労働者住宅の設置等に要する資金の貸付けを行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長有田喜一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

十七条の二(一)を「第三款 婦人少年室(第十七条の二) 職業安定事務所(第十七条の三)」に改める。
第十四条中「婦人少年室」を「婦人少年室」に改める。
第二章第三節第三款の次に次の一款を加える。

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。御承知の通り、石炭鉱業の合理化は着々として進められておるのであります。炭鉱離職者の臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましては、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知の通り、石炭鉱業の合理化は着々として進められておるのであります。炭鉱離職者の臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましては、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

第一に、雇用奨励金制度の新設であります。これは炭鉱離職者臨時措置法

の一部を改正して、雇用促進事業団の行なう奨励業務に、公共職業安定所の紹介により、中高年層の炭鉱離職者を雇用して雇用する事業主に対し雇用奨励金を支給する業務を追加したことであります。

第二に、雇用調整融資制度の創設であります。これは雇用促進事業団法の一部を改正して、雇用促進事業団の業務に、新たに移転就職者五人以上を雇い入れる事業主等に、雇用する労働者のための住宅その他福祉施設等を設置するに必要な資金の貸付業務を追加したこと等であります。

また、炭鉱離職者の多数滞留する北九州地域に、北九州職業安定事務所を設置すること等が定められております。

本案は、去る一月二十二日当委員会に付託され、同月二十六日福永労働大臣より提案理由の説明を聴取し、自來数次にわたり、熱心な質疑を重ね、昨二月八日、社会労働委員会と連合審査会を開き、審査の万全を期したのであります。

同日質疑を終了し、引き続き採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。
〔異議なしと仰る者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国務大臣の演説

○副議長(原健三郎君) 河野農林大臣から、農業基本法に基づく昭和三十六年度年次報告及び昭和三十七年度農業施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣河野一郎君。

〔国務大臣河野一郎君登壇〕

○国務大臣(河野一郎君) 先般国会に提出いたしました昭和三十六年度農業の動向に関する年次報告及び昭和三十七年度において講じようとする農業施策について、その概要を御説明いたします。

申すまでもなく、これらの文書は、それぞれ農業基本法第六條及び第七條に基づいて政府が毎年国会に提出するものの第一回としての三十六年度分であります。

性及び農業従事者その他産業従事者との生活水準の動向がどのようになっているか、三、その動向の背景は何か、四、またその中で農業経営はどうか変化しているか、の四点について記述いたしております。

この報告は、現状において可能な信頼性のある統計資料に基づいてできるだけ客観的に実態を把握し、これについての政府の所見を明らかにするといふ方針のもとに、検討分析の対象は三十五年度を中心とし、統計的に可能なものについては一部三十六年度にも及んでおります。

その概要を申し上げますと、昭和三十五年度には農業の生産は引き続き堅実な伸長を示し、生産性もかなりの向上を来した。また、農業経営をめぐる価格関係が農業に有利に推移したこととも相俟って、農業所得はかなりの増加を見ました。一方また、農業外所得の伸びは目ざましく、その結果、農業従事者の生活水準も相当な上昇を見たのであります。それにもかかわらず、同年度には、農業と他産業との生産性の開差は拡大し、農業従事者その他産業従事者との生活水準の開きもなお縮小するに至らなかったものであります。

これは一言で申せば、他産業の成長が予想以上に急速であったため、農業がこれに歩調を合わせられなかったことによるものであります。生産性の開差拡大の背景には、農業の資本整備の相対的低下、農業と他産業間の労働力移動の不円滑、農産物需要の高度化に対する農業生産の適応体制のおくれという諸現象が見られたのであります。すなわち、農業におきましても設

一三四

月までの施策であります。しかりとすれば、この報告と施策の間に一年のギャップを生ずるのであります。私は、最も正確にして妥当なる報告をするためには、すべからず、少なくとも昭和三十六年上半年期までを含めた報告をすべきであると思うのであります。が、この点に關しまして農林大臣の所見を伺いたい。

第二点は、報告によれば、農業従事者とはかの産業従事者の所得、生産性の格差はますます拡大しておるのであります。たとえば、三十五年度におきまして農業従事者の生産性は四・一％ふえておりますが、製造業者の生産性は実に二・一％ふえておるのであります。また、農業従事者の製造業者に対する比較生産性を見れば、昭和三十四年度は二七％であつたのに対し、三十五年度の生産性は二四％と減少しておるのであります。製造業者の生産性が上がる反面、農業の生産性も多少上がつてはおりますが、その差はますます拡大しつつある。農業基本法の第一条は、生産性と所得の格差に關し、農業従事者とはかの産業従事者の格差を縮めるといふことが中心施策の目標になつておるのに対し、この現象を農林大臣はいかに見られるか、また、この点に關しまして本質的な解決策を持つておられるかどうか、この際率直に伺いたいと思つてあります。

この問題に關連して、追加して申し上げたい点は、現在、国内の六百万農家のうち、大體専業農家二百万、第一種兼業農家二百万、第二種兼業農家二百万と、大體において三等分されておるのであります。しかも、この二百万の専業農家に對しまして、二百万の第二種、土曜、日曜の農業をやるにすぎない兼業農家の方が所得が高いといふことは、一體これはどういふわけであるか。私は、農業を専業とする者が、少なくとも兼業農家よりも所得は高くあるべきである、これが農業基本法の目標でなくてはならぬと思つてあります。

昭和三十七年二月九日 衆議院會議録第十号 國務大臣の演説に對する藤田義光君の質疑

まするが、農林大臣の御所見を伺つておきたいと思つてあります。

日本農業當面の最大の問題は、經營の零細化であります。この問題に關しましては、基本法第十五条は、いわゆる自立經營農家の育成をうたい、第七條におきましては、協業の助長によつて、零細農家の集約した力によつて、ほかの産業従事者に対抗できるような強力な所得を上げるための措置をとつておるのであります。自立經營農家と協業の助長といふ二本の柱によつて日本農業の最大の欠陥である零細經營を打開しようといつたしておるのであります。この線に従ひまして、今回の三十七年度予算の中では、四十二億九千万円の構造改善事業費を計上されておる。私は、このよりなされた予算によつては、絶対に、日本の零細經營を打開するといふ道は前途遠慮であると思つておるが、農林大臣は何か具体的な方策をお持ちであるかどうか、この機会に簡明率直にお答え願ひたいと思つてあります。

次にお伺ひ申し上げたいことは、農村當面の一番大きな問題は、農産物の価格政策であり、あるいはまた農村金融の問題であると思つてあります。この点に關しましては、基本法は規定はされておりますが、現実に本年度昭和三十一年度予算に計上されたその数字から見れば、まことに貧弱な対策にすぎない。私は、少なくとも農産物に對しましては、全面的に価格安定法律を立案実施すべきである。金融政策に關しましては、近代化資金、あるいは農林中金、農林漁業金融公庫のワクの思ひ切つた増加という、この際率直である措置が必要であると思つてあります。加はいたしてありますが、この程度では論外である。將來の河野農林大臣のこの点に對する抱負を伺つておきたいと思つてあります。

次にお伺ひ申し上げたいことは、東南アジア經濟協力の問題であります。先般池田総理は東南アジアを歴訪されたのでございませう。来月中旬東京におきまして、國連のアジア極東委員會が開会されます。このアジア極東委員會において、十中八、九までアジア經濟協力機構が設立されることは確定的である。そうなれば、日本を中心としたアジア經濟協力機構の中にあつて、東南アジアのいわゆる低廉なる農産物が日本に逆流する危険があるものであります。この点に關しまして、農林省當局は何か対策をお持ちであるかどうか、お伺ひしたい。

私は、最近の報道によれば、ヨーロッパ共同体の最大の難関といわれた農業問題に對して、EEC六カ國の意見が一致し、去る一月十四日以来全く見方一致して、日本を中心とした東南アジアの、いわゆるソ連、アメリカ、ヨーロッパ共同市場に続く第四番目の經濟圏を作ること、この第四番目の經濟圏を作ること、この第四番目の經濟圏に關連しては、まず農産物の價格、輸入問題等が關連してきて、非常な混乱を予想されるのでございませう。河野農林大臣の対策を伺つておきたいと思つてあります。

去る七日社会党は、あらためて農業基本法案と農業近代化促進法案と農業生産組合法案を提出いたしてあります。私たちは、昨年いろいろな紆余曲折はありましたが、當時の政府が提出いたしました今日の農業基本法を必ずしも理想的なものとは思つておりません。しかし、この法律が実施されたことによつて、全人口の四割近くを占める農村の、新しい時代に力強い一歩を踏み出したことだけは、社会党の諸君も認めざるを得ないと思つてあります。最近社会党から出された農業基本法案並びに關連の二法案によれば、いずれも農業に對する計画經濟を予定いたしてあります。農業基本計画を中心にして、新しい農政を運営せんといたしておるのであります。今日すでに、昨年六月農業基本法が成立した當時よりも、農村をめぐる諸般の情勢は非常に進展しておる。にもかかわりませず、社会党が昨年春と同じような基本法案を用意し、計画經濟に基づく農業基本法案を提出いたしましたことは、農村の現実と相当隔たった暴挙であると思つておるのであります。

(拍手) この点に關する河野農林大臣の所見を十分に伺ひ、この三つの法律案に對しまして、農林大臣はいかなる対策を持つておられるか、お伺ひ申し上げます。いろいろ質問したいことはございませうが、時間がありませんので、以上數点を申し述べまして、私の質問を終りたいと思つて存じます。(拍手)

○國務大臣(河野一郎君) 答へをいたします。

第一問は、統計に關することです。一年のプランクがあるではないかとおっしゃいますが、今の日本の行政におきましては、これを穴埋めをするという最大の努力はいたしてあります。いたしてありますが、事情は御承知の通り、いかんともならないのが現実でございませう。御承知をいただきたいと思つてあります。

第二は、所得差に關することをお尋ねでございませう。これも農業基本法を実施いたしましたのは昨年の後半でございませう。従ひまして、これを予算化し、施策化したいたしますのは、明年度からであります。政府といたしましては、本法の有無にかかわらず、格差の縮小に努力はいたしてあります。努力はいたしてあります。遺憾ながら、他産業が御承知の通り、異常なる伸長をいたしたことでございませうから、これに追いつくことは農業においてはとてつと不可能でございませう。私は農業のようなもの、堅実に伸長して参ることこそ適當であつて、むやみに伸びたり縮んだりすることは適當でない、かように思ひます。

次に、専業農家の問題についてお尋ねでございませう。専業農家と一部零細農家と申しますか、他に職を持つて、農業外所得を持つておる者との所得の差が、専業農家が減少する、農業外所得から所得を求めておる者の方が多いじゃないかといふお尋ねでございませうが、この点は、今お話のありました通り、農業外所得が農業所得より多いのでございませうから、そこに差があるでございませうから、農業外に職を持つておる者がたくさん所得を持つて農家に歸ってくることはやむを得ない事実でございませう。そこで、今後の農政におきまして、こうした農業外所得を持つておる者を

農業の上にどう取り入れていくか、専業農家だけにして、こういう農家はどうか、いろいろに扱ひか、これは私は一つの問題だと思ひます。私は、将来の日本の課題といたしまして、零細化したところの農業、一面において工場労働と、一面において田園に親しむところの農業として、一部家庭の中に一つの形態が、わが国においては将来研究すべき課題ではなからうかと思ひます。わが国の零細化してある農業をぜひ整理して、専業農家、他はやめるといふよりなことにしなければならぬ理屈は何もなからう。これは新しい形態として今後研究するべき課題だと私は考へております。

次に、農産物に対する価格対策でございます。これは農業基本法に基づきまして、農業所得を拡大いたして参ります上におきまして、または農業経営の安定を期する上におきまして、価格を重視いたしまして、これが安定化をはからなければならぬことは当然であります。ところが、御承知の通り、生鮮食料品を多数生産の対象にいたしてあります日本農業におきましては、これらのあらゆる品種にわたつてその価格の安定策を講ずることは非常に困難でございます。しかし、政府におきましては、なるべくこれらのものを可能な範囲において支持価格制をとり、もしくはこれらの貯蔵、流通の面についてこまかい施策を講じて、できる限り価格の安定を期して参りたい所存でございます。

次に、農村金融に関する問題についてお尋ねをいたしました。御承知の通り、現にわが農村の金融は、協同組合

信用部を通じて上り下りがあるわけでございます。農家預金とさらに農家貸付金との金利の差、これらを十分根拠から検討いたしまして、今日の農村の実情に合うように農村金融を考える必要があると私は考へます。しかし、なかなか問題は複雑でございます。重大でございます。にわかにこれが解決をいたしますことも困難性がございまして、さしたつて政府といたしましては、農村の預金でございます。おおよそ五分何厘、六分等、その程度まで近づけた六分五厘程度を参ります農村金融の金利として、この辺で農村にお許しを願ひなければならぬのにならうか。いずれ政府といたしましては、抜本的に世界各國の農業金融形態もしくは農村金利等と相関連して日本におきまして考慮いたさなければ、最後にお尋ねになりました世界経済の共同化というよりなものに対処をいたさなければならぬと考へておりましたならば、わが国の高い金利をもつてするところの農業がいかに不合理であるか、不利であるかというよりなことも考へなければならぬと思ひます。なるべく早く、農村金融につきましては抜本的な施策を講ずる必要があると考へております。

アジアの共同体と日本農業についてお尋ねをいたしました。この点につきましては、政府は閣議において、今後いかようにするかということを目下検討中でございます。従つて、本日このお答えをする資格をまだ持つておりません。御了承をいただきたいと思ひます。

最後に、社会党のお出しになつておる案についていろいろ御意見でございます。また拝見いたして参ります。んから、いづれ拝見いたしまして意見を申し上げることにいたしたいと思ひます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 足鹿覺君。

「足鹿覺君登壇」

○足鹿覺君 私は、日本社会党を代表して、ただいま農林大臣から説明のありました、農業基本法第六條に基づき農業の動向に関する年次報告(以下報告といひます)及び同法第七條に基づく昭和三十一年度において講じようとする施策(以下施策といひます)について、グリーン・レポート、グリーン・プランを中心に、農政のあり方とその具体策について、総理大臣並びに閣僚閣僚に、若干の質問を行なわんとするものであります。

まず第一に、農業と他産業の所得均衡問題についてお尋ねいたしたいのであります。

報告は、第一部において、農業と他産業との生産性の開差はかえつて拡大し、農業従事者と他産業従事者との生活水準の開きもおおきくなるに至つていない、と述べているのであります。

このことは、農業と他産業との所得の均衡を最大の目標とする農業基本法の施行第一年度において、その目標と現実が全くかけ離れてゐることを、みずから告白してゐるといふわけはなりません。この大きな矛盾を、総理はいかなる見通しと計画に基づいて、その開差を縮小し、進んで所得の均衡をはかる御所存であるか。この点は農民の最も知りたところであり、責任ある明快な答弁を願ひたいのであります。

このことに関連して、報告は、開差拡大の原因を一言でいへば、他産業の成長があまりにも急速であつたため、農業がそれに歩調を合わせられなかつたことによるとし、農業部門の立場から、均衡のとれた安定的経済成長が望まれるといつております。この報告は、安定的経済成長を望むという言葉は、総理のいわゆる高度成長政策に対する困惑の現われと考へられるのであります。この点についても、総理の所見を承りたいのであります。

第二に、農業の構造改善について、次の数点をお尋ねいたしたいのであります。

農業の構造改善という言葉は、生まれてその日も浅く、各人各様の理解がなされておるようであり、私は、農業の構造改善の中心は、宿命ともいへばわが国農業の零細経営を打開し、経営規模を拡大するため、耕地、草地の造成拡大、改良、農地の集約化、水利条件、農道の整備等の施策を重点的に実施すべきことと考へて、これらと考へるべきであります。これらなくして農業の構造改善は考へられないのであります。

しかるに政府は、新規開拓を打ち切り、農地造成を放棄し、現在着工中の土地改良事業も、今後、国営で四年半、県営で七年、団体営で驚くべき十六年かからなければ完成しないという実情であります。にもかかわらず、政府は、これとの関連もなしに、構造改善の推進と称して、三百に近い市町村に給付的に補助金を支出せんとしているのではありません。これは、農業基盤の整備などは望むべくもなく、政府のいう構造改善事業は、単なる適

地適産の主産地形成に変質し、かつての河野農政の新農村建設事業の焼き直しにすぎないといふべきであります。(拍手)河野農相は、構造改善事業をいかにしようと考へてゐるのであるか、所信のほどを伺ひたいのであります。私が、かく申し上げるのは、かつて農業白書が日本農業の体質改善を力説したのであります。今度は構造改善といふいかめしい看板を掲げて、農民を煙に巻こうという魂胆ではないかと疑わざるを得ないからであります。

第二点は、積極的農地流動化の構想と農業の共同化対策について伺ひたいのであります。

報告は、三十五年度の離村就職三十六万四千二人、このうち経営主あるいは跡取り六万人が他産業に流出し、階層分化の傾向がかなり明瞭に見られるようになったと指摘し、また専業農家が三・三％も減少し、逆に兼業農家が七・四％と大幅に増加したことを明らかにしてゐるのであります。このことは、政府の自立経営農家育成の意図と現実とが全く相反する皮肉な様相を深刻に現わしているのであります。

池田総理は、十年後に、二町五反の自立農家百万戸を育成するといつておられます。そのためには、二百五十万戸の離農、脱農をはかり、土地の移動を行なわなければならぬのであります。最近の農地価格は、僻地においても反当二十万円を下りません。とするならば、農地流動化資金は、十年間に三兆円、年間三千億円の膨大な金額に上るのであります。このことは、通貨の膨張を来し、経済に悪影響をもたらすことは必至といふなければならぬ。せん。のみならず、農家にしてみれば、

金利三分五厘としても、反当り七千円、元金償還二十年賦として年一万円、合計反当一万七千円余の元利償還を必要とするのであります。私が、特に総理に申し上げたいことは、反当四石の収獲としても、四万円からこれを差し引けば、残りはわずか二万三千円の農家手取りとなるにすぎません。このようなことでは、農業経営自体成り立たず、農民は、農業によって生きていくことができないことに相なるのであります。総理は、それでよいとお考えになるのでありましょいか、あえてお聞きしたいのであります。

政府はまた、農地、農協法を改正して、農地信託制度を新設し、未開農協にわずか一万円の補助金を交付して、農地の流動を円滑にするといいますが、そのようなごく簡単な手段をもってして農地移動が適正に進むものでは決してないのであります。この際、積極的農地流動化の構想があれば、総理並びに農相に何っておきたいのであります。

私は、総理は今なお自立農家育成という小農維持政策を固執されているように思ふのでありますが、今日、大企業はマンモス化し、コンビナート方式によって巨大な企業群に発展しつつある現在、日本農業も安易な現行農地法の小農維持主義から脱皮すべきときであると確信するものであります。

昨年暮れ、政府が発表した「協業の実態」にも明らかなごとく、農民の自発的創意による共同化は、三十五年以降急速に進み、現在二万六千戸をこえつつある実情に即し、経営の共同化を促進する積極的な施策を打ち出し、農民の盛り上がる熱意にこたえ、政策の

転換をはかるべきときだと断じてはばからないのであります。(拍手)

第三点は、農業近代化の中心ともいべき農業機械化の問題についてお尋ねいたします。

農業の機械化は、近年急速に進んできておるのであります。すなわち、小型トラクターのごときは三十六年末に百万台を突破し、農家のこれが資金投入額は一千億円をこえているのであります。しかし、現状の機械化は、個々の農家によって無計画に進められており、その使用効率はきわめて低く、農民は重い負担にあえぎ、機械化貧乏の様相を呈しておるのであります。かかる無計画な機械化に対し、政府は今日まで拱手傍観、技術の裏づけによる計画的な機械化対策を怠っているのではありませんが、政府は今後、大型機械の改良及び利用を促進し、耕種から収穫に至る一貫した機械化技術体系を早急に確立するため、思い切った施策を講じ、誤った機械化ブームを正常化し、もって農業近代化を促進すべきだと思いますが、農林大臣の御所信のほどを承りたいのであります。

第四点として、農業近代化資金について伺いたいのであります。政府は三十六年度から近代化資金制度を設けたものの、これは農協資金によって総額三百億円に一分の金利補助を行なうもので、政府の負担はわずかに三億円にすぎないのであります。また、新年度施策においても、近代化資金制度の拡充強化をうたいながら、八十三億円の積み立て運用益わずか五億円によって、資金ワケ五百億円に對し一分五厘の利子補助を行なうにすぎません。このようなことで、激増する

資金需要と長期低利の資金を求める農民の期待にこたえ、経営の近代化が進むとお考えになっておられるのでありましょいか。政府の誠意を疑わざるを得ないのであります。私は、少なくとも二十年以上、年三分以下の、農業近代化のための資金制度を、国の責任において創設することが必要と思ひますが、政府にその意思があるかどうか、大蔵、農林両大臣にお伺いしたいのであります。

次に第三として、農産物の価格、流通並びに農業資材対策について、二、三尋ねたいのであります。

施策は、価格、流通対策について、成長農産物の生産の拡大のために、需給関係の調整、取引の近代化と価格の安定をはかる、と述べているのであります。このような政府の方針に即応して、畜産農民は、先年来積極的に肉豚の飼育に努めてきたのであります。しかるに昨秋以来その価格は低落し、生産費を大幅に下回り、特に最近急速な値下がりをして、養豚農民は不安動揺、その経済は破綻に瀕しているにもかかわらず、消費者価格は値下がりしないままに放任されておるのであります。かかる現状に対し、政府はよりやう畜産物価格安定法による審議を開いた程度で、何ら具体的な措置を講ぜず、いわゆる選択的拡大は、その出発当初から破綻しつつあるというべきでありましょいか。(拍手)このことは、政府の怠慢にあると断ぜざるを得ません。私は、先年の養蚕農家の悲劇の再現をおそれるものであります。政府は、すみやかに、法律に基づき、畜産物の再生産を確保する安定基準価格を定め、事業団をしてすみやかに業務を

開始せしめるとともに、応急策として、生産者団体に買入れ、調整、保管を代行せしめる等、緊急事態に処する具体策の用意ありやいなやを伺うと同時に、最近の飼料の不足と値上がりとを緩和するために、政府保有麦二十万トンとすみやかに放出し、農家に直結して売り渡す意思があるかどうか、農林大臣の御決意を伺いたいののであります。

第二点として、食糧制度と米価について伺いたいののであります。

河野農相は、就任と同時に自由米構想を発表し、食糧制度変革の方途を進め、世論の強い反響にあつて、政府に食糧制度懇談会を設置して一時を糊塗せんとしつつあるが、報告はこの点に全然触れていないのであります。

政府は、三十七年度予算米価を前年据置きとしておるが、値上がりが続ける一般物価と均衡を得るよう、農業と他産業の所得均衡政策の一環として、食糧制度を将来にわたって堅持し、生産費・所得補償方式によって、生産者米価の引き上げ、消費者米価据え置きを行なうかどうか、この点は特に総理大臣より御答弁が願いたいののであります。

さらに第三点として、農業政策としての肥料対策について伺いたいののであります。

政府は、現行肥料二法を廃止して、肥料工業振興法を制定する構想をまとめたことと伝えられておるのであります。これは二法を廃止して輸出赤字を国内に転嫁し、消費者に高い肥料を押しつけ、農民の犠牲によって肥料企業の擁護をはからんとするものであり、また団体交渉によって価格決定を

行なうことは、企業のカルテル行為を公認することにほかならず、まさに独禁法違反といわざるを得ないのであります。もともと農基法は資材対策を全く軽視しており、今回の構想も、農業政策としての肥料対策の放棄を意味するものであります。特にこれが農林大臣の発想によるものと伝えられておるのであります。農林大臣の真意のほどを疑わざるを得ないのであります。新法構想を白紙に戻し、消費者農民の不安を取り除くべきだと考えますが、農林、通産両大臣のこれに対する所見を伺いたいののであります。

最後に、第四として伺いたいののは、農基法に基づく施策を実現するための裏づけとなる予算についてであります。

農基法第四条は、政府は必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬと規定しているものであります。が、三十七年度予算を見るに、農林関係予算は他省所管分を含めて二千四百五十九億円で、総予算の一〇・一％、前年九・六％に比べ、わずかに〇・五％の増加にすぎないのであります。しかも道路、港湾等の公共事業費は総予算の五〇・五％と、近年急激に増加しておるのに対し、農業基盤整備のための公共投資は、前年の一三・五％から一二・八％に減り、また農林予算の三〇％は食糧管計の赤字補てんであり、農基法実施第二年度の予算とは、お義理にも言えぬお粗末なものであり、わなければならぬのであります。(拍手)従つて、このようなありさまでは、十年後に農民所得を増倍する政策の裏づけとは断じて受け取るわけには参らないのであります。

イタリアの緑の計画は、五カ年間に約三千二百億円を、フランスは農業投資に關する計画法によつて三カ年間に一千六百億円の国費支出を定め、さらにまた、西ドイツも農業法が実施されるや、農林予算は倍増しているのであります。これらの諸国と対比するとき、わが国の農業法が財政的裏づけに欠けた空疎な宣言法にすぎないことが証明されると同時に、政府みずからが法律を空文化して省みず、農業法を単なる飾りものとして宣伝の具に供せんとしているといふも過言でなく、六百萬農家に対する重大な背信行為と断ぜざるを得ないのであります。

要するに「昭和三十六年度農業の動向に關する年次報告」及び「昭和三十七年度に關する請じようとする農業施策」には、何らの新味、重点なく、政府の熱意も見えず、従来の予算説明を都合よく農業法の条項に合せて解説した作文にすぎず、きわめて便宜的形式的なものといわざるを得ないのであります。(拍手)政府は、今後かかる形式のおさなりな報告を改めるとともに、農業法に基づく權威ある施策を確立し、十分なる予算を確保すべきであります。私は、これは最も重大な問題であると思ふのであります。

〔國務大臣河野一郎君登壇〕

○國務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。

きにあたり、政府の反省を促して、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)
○副議長(原健三郎君) 總理大臣の答弁は、適當な機会に願ふことといたします。

第一は、農業と他産業との所得差の問題についていろいろお尋ねでございましたが、大体先ほどお答えいたしました通りでございます。御了承いただきたいと思ひます。

次は、構造改善に關する問題でございます。構造改善に關する問題につきましては、構造改善に關する問題につきましては、非常に足鹿さんからお小言をちょうだいいたしました。が、しかし、今や、全国農村の方々は、この構造改善に非常に御期待を持っていた。全面的に非常な熱意で農村構造の改善が推進したところの事實は、御了承いただけたと思ふのであります。ただ……(中身を言え)と呼ぶ者あり)中身は、これまでもしばしば申し上げましたし、農村の方でも理解しております。

具体的に申し上げます。第一は、これまでの農業を、成長農業を取り入れ、もしくは零細化したしております。土地に対して依存度の強い農業を、これに資本、施策を加えた農業に切りかえる、近代化した農業に切りかえる、これを共同化した農村構造に切りかえる、これらに対する施策をやつて参ろうというのが、農村構造の近代化の問題でございます。構造改善の問題でございます。これらについては深く農村方面の御理解をいただいております。

の私は思ふのでございます。今御指摘のように、足鹿さんとは党派は違ひますが、農村のことについては、私は常に意見を伺ひたいと思つておるものでございます。足鹿さんからいろいろ席であまりほろくそにおっしゃられますと、農村の受け取り方も私はお考えをいただきたい。まじめな農村が、足鹿さんがあんなにほろくそに言うたからということ、せつなく白熱いたしてあります。農村構造に対する意欲がそがれる危険がありはせぬかということ、心配いたすものでございます。

第三に、農業の機械化の問題についてでございます。これもだんだんの御主張でございましたが、足鹿さんの、農村が機械化貧乏して、みなめっちゃめっちゃじゃないかとおっしゃるような事実は、一部にないとは否定はいたしません。しかし、わが国農村が機械化し、近代化してある事実も肯定していただきたいと思ふのであります。私はこの農村の現実にかんがみまして、政府は、特に明年度よりこれらの機械の研究、検定等に重点を置きました機械化研究所の設置について議会に御願いを申し上げておることは御承知の通りであります。これを中心にいたしまして、国、県等、だんだん大中小の農村の機械化に向かつてそれぞれのセンターを作つて参ることについても、今施策をいたしておるところでございます。従つて、御指摘になりました通り、農村の機械化については、政府は実施をいたす段階になっておりますから、この点は御協力をいただきたいと思ふのであります。

先ほどお答えを申し上げましたから御了承いただきたと思ひます。
次に、飼料及びその他の関連したもののについてのことでございますが、これは足鹿さんからただいま御指摘になりました通り、現に実施の段階に入つておりますから、この点もさう御承知をいただきた。
豚のことについて御意見でございます。豚につきましては、新聞紙上ですでに御承知の通り、政府は今明月中にも価格の決定をいたしまして、直ちに実施の段階に入る所存であります。すでに品川の屠場におきましては、われわれがおおむね意図いたしておりました通りに豚の値段は上がつてきております。下がつておりましたのは一週間前のことでございまして、昨日から本日にかけては、二百四十円がらみまで回復いたしておりますから、その点は御了承をいただきた。
次に、米価について申し上げます。米価につきましては、今さら申し上げるまでもなく、われわれは食糧法の精神に基づいて今後の生産者米価を決定いたしますことは、あらためて申し上げるまでもないことであります。このことは、食糧法はともかくとしたとしても、農業基本法の精神によりまして、再生産を保障すべき農産物価を維持するといふことが基本でございます。従つて、その中心たる米価についてこれを維持いたしますことは当然でございます。あらためて御心配をかけるまでもないことと思ふのでございます。

最後に、肥料についてだんだんお話をいたしました。私は農林大臣として、肥料に關する施策は、農家の必要なる量を必要ときに農村が入手できるかできないか、これをできるよりにすることが第一点。第二は、農家が意図するところの適正な肥料価格で入手することができるかどうか、これが第二であると思ひます。この数量と価格の保障は農林大臣として責任が持てるならば、他はおおむね通産大臣が輸出振興の立場において行政なことが適當であらう、こう考えます。肥料については、現に皆さん御承知の通り、四割以上が輸出でございます。それだけ国内は商品過剰でございます。余つております。従つて、数量についての心配は私はずすまい。値段はどうかと申しますと、これもすでに御承知の通りに、現に肥料審議会その他において、さらにまた、通産省があらゆる場合において御説明になつておるよりに、合理化五カ年計画によつて、今後のわがア系肥料の価格の進むべき方向はすでに示されております。将来に向かつてわれわれはこれを期待し、推進する。特に振興法を通産大臣はお出しになつて、これまでとは違つて、一そう積極的にこれら肥料の振興をはかるということでございます。私といたしましては、これに多くの期待を持まして、価格、数量については、責任の持てるという意味において、私は通産大臣の肥料行政に全面的に賛成をいたしておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕
○國務大臣(水田三喜男君) 農業金融に關する御質問でございますが、農業資金は、他産業に比べて特に低利でなければならぬといふ足鹿さんの

昭和三十七年二月九日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

社会労働委員

八百板 正君 島本 虎三君
通信委員
島本 虎三君 八百板 正君
(議案提出)

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。
しよ、脳専売法を廃止する法律案
市の合併の特例に関する法律案

一、去る七日議員から提出した議案は次の通りである。
農業基本法案(北山愛郎君外十四名提出)

農業近代化促進法案(北山愛郎君外十四名提出)
農業生産組合法案(石田有全君外十四名提出)

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。
水資源開発公団法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案の規定による年金の額の改正に関する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

日本観光協会法の一部を改正する法律案
昭和三十五年国固有財産増減及び現在額計算書

昭和三十五年国固有財産無償貸付状況総計算書

一、昨八日内閣から提出した議案は次の通りである。
恩給法等の一部を改正する法律案
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
産炭地域振興事業団法案
(議案受領)

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
旧沖繩県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案
(条約付託)

一、去る六日委員会に付託された条約は次の通りである。
日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

以上三件 外務委員会 付託
(議案付託)
一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。
市の合併の特例に関する法律案(内閣提出第六六号)

地方行政委員会 付託
行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号) 法務委員会 付託
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七五号)
財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

しよ、脳専売法を廃止する法律案(内閣提出第六五五号)
以上四件 大蔵委員会 付託
新産業都市建設促進法案(内閣提出第五五五号) 商工委員会付託

一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一五号)

以上三件 内閣委員会 付託
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六八八号)

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案の規定による年金の額の改正に関する法律案(内閣提出第七〇号)

以上三件 大蔵委員会 付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二五号) 社会労働委員会 付託

日本観光協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

運輸委員会 付託
昭和三十五年国固有財産増減及び現在額計算書

昭和三十五年国固有財産無償貸付状況総計算書
以上二件 決算委員会 付託

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

内閣委員会 付託

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五五号) 大蔵委員会 付託

水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七五号) 建設委員会 付託

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六五号) 産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七五号)

以上三件 石炭対策特別委員会 付託
一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
旧沖繩県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(田畑金光君外二名提出、参法第六号(予))

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託
(答弁書受領)
一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員安平鹿一君提出長野県軽井沢町所在の不動産登記変更に関する質問に対する答弁書

長野県軽井沢町所在の不動産登記変更に関する質問主意書
昭和三十七年一月十八日
提出者 安平 鹿一
衆議院議長清瀬一郎殿
長野県軽井沢町所在の不動産登記変更に関する質問主意書
一 長野地方方法務局軽井沢出張所事務官浜根人は、過去二十五年來木内次男(東京都葛飾区上小松町九五〇番地)の所有名義に属する後

記不動産の登記を「登記官吏の過誤による錯誤」を発見したと称して、ほしいままに、内田信也名義に変更した。しかしながら二十五年前これを取り扱った登記官吏に、いかなる過誤があつたかについては、具体的に首肯すべきなんらの理由も証拠も示されていない。

二 また、前記事務官より長野地方法務局長への本件具申書には、右錯誤の点の外「利害関係人が存しないうんぬん」と記されている。しかし木内次男こそは最大の利害関係人であり、その住所も明確であるのに、一片の間合せ又は通知がなされないのは、誠に不思議にたえない。

三 申すまでもなく、不動産登記簿は、不動産の所有を証する唯一の公簿であり、その所有名義の変更登記は、慎重の上にも慎重を期すべきものと考えられる。しかるに古い権利書と一片の念書(印鑑証明の添付もないもの)だけで、最も重大な所有者の変更登記が、一方的に行なわれたことは前代未聞のことであり、正に不動産登記制度の根本を破壊するものといわなければならない。

四 木内次男は、もちろん右事務官の処分不服であり、法律上正規の手続によつて、これが回復を求めらるべきものであるが、これとは別に、かかる不当な処分は、行政監督上の責任問題でもあり、かつ、これについては、上層部より強力な政治的行政的な圧力ないし示唆のあつた疑がある。またその間に

汚職の疑いも持たれないこともない。よつて至急左記について回答をされたい。

1 本件について当該官吏に過失はなかつたか。

2 本件について上層部よりの政治的行政的圧力はなかつたか。

3 本件についてなんらか汚職の事実はないか。

4 以上いずれかの事実があつた場合

(イ) 当該官吏の処分をどうするか。

(ロ) 当該変更登記をどうするか。

不動産の表示

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字西野沢原千参百貳拾参番地貳百五

一 畑 四反参歩
右質問する。

昭和三十七年二月六日
内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員安平鹿一君提出長野県軽井沢町所在の不動産登記変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員安平鹿一君提出長野県軽井沢町所在の不動産登記変更に関する質問に対する答弁書

本件につき調査したところ、本物件について昭和十一年七月二十四日岩村田区裁判所小諸出張所（現在長野県地方裁判所軽井沢出張所）受付第二八五五号をもつて東京市麻布区三

河台町二十八番地木内次男名義に所有権移転登記がなされたが、その後昭和三十六年五月二十日頃内田信也の代理人高橋邦夫から右出張所登記官吏浜根人に対し、右の所有権移転登記は、登記名義人を内田信也とすべきを登記官吏が誤つて木内次男と登記しているから登記を更正するよう、右の所有権移転登記の際申請人に交付した登記済証及び木内次男から内田信也にあつた自己の所有でない旨の念書を出した申出がなされた。そこで、登記官吏浜根人は、提出された登記済証を調査したところ、右の登記済証によれば所有権移転登記の登記権利者は、東京市麻布区三河台町二十八番地内田信也であることが認められたが、当該登記申請書及び当時の受付帳は保存期間の経過によりすでに廃棄済であるので、さらに土地台帳について調査したところ、地租法施行規則（昭和六年四月一日勅令第四十七号）第二条の規定に基づき、昭和十一年七月二十四日付で内田信也名義に所有権の変更の登録がなされている事実が確認された。したがつて、右の所有権移転登記については、登記官吏の過誤により登記名義人の記載を誤つていことが明白に確認された。そこで、前記登記官吏は、その更正登記の必要を認めたとあるが、かかる場合右木内次男は不動産登記法（明治三十二年二月二十四日法律第二十四号）第六十四条にいう登記上利害の関係を有する第三者に該当しないものと解されるので、同条の規定に基づき昭和三十六年五月二十九日長野県地方裁判所長の許可を得て、同年

六月二日受付第一四七八号をもつて右の所有権移転登記の登記名義人を内田信也とする登記名義人の表示更正登記をなしたものである。よつて、第一については、登記官吏に過失はない。第二及び第三については、そのような事実はない。右答弁する。

離島振興法の一部を改正する法律案（綱目正興君外七名提出）に関する報告書
議案の要旨及び目的
離島振興法は、離島の特殊事情からくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づき事業を迅速且つ強力に実施する目的をもつて、昭和二十八年より十年間の限時法として制定されたものである。
本改正案は、法律による指定を受けてからいまだ日浅く、振興事業もようやく緒につかんとしている離島が相当数あり、また、本土の著しい経済成長が離島の後進性を一層増大している状況にかんがみ、法律の有効期限をさらに十年延長しようとするものである。
二 議案の可決理由
本案は、離島の振興事業を促進し、国民経済の均衡せる発展を期するための措置として、有効適切なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
平年度約六十億円の見込みである。
四 国会法第五十七条の三の規定に基づく内閣の意見の要旨
省経済企画院政務次官より「法律の有効期限の延長については賛成である」旨の意見が述べられた。右報告する。
昭和三十七年二月六日
商工委員長 早稲田柳右門
衆議院議長清瀬一郎殿
炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の要旨及び目的
石炭産業は、エネルギー消費革命の進行に対応し、石炭産業の構造的不況を克服するため、高効率炭鉱の造成と非効率炭鉱の整備等により合理化を推進してきたが、その反面、石炭産業の合理化により、産炭地域には、中高年齢層を中心とする離職者が大量に発生し、離職者の再就職、生活の安定が著しく困難な実情である。
本案は、この実情にかんがみ、炭鉱離職者等の就職を促進するため、雇用促進事業団の業務として雇用奨励金の支給及び労働者住宅の設置等に要する資金を貸し付ける業務等を拡大し、離職者対策の拡充強化を図ろうとするものである。その主たる内容は次の通りである。
1 雇用奨励金制度等の新設（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

雇用促進事業団の行なう援護業務を拡大し、公共職業安定所の紹介により炭鉱離職者を常用して雇用する事業主に対して、雇用奨励金を支給する。また職業訓練中の者に対し、別居手当及び技能習得手当を支給する。
2 雇用調整融資制度の創設（雇用促進事業団法の一部改正）
雇用促進事業団の業務を拡大し、新たに移転就職者を雇い入れる事業主等に、その雇用する労働者のための住宅、その他福祉施設等を設置するに必要な資金を貸し付けることができることとする。
なお、貸付業務の資金に充てるため、長期借入、雇用促進債券の発行を可能とし、事業団は、労働大臣の認可を受けて、貸付業務の一部を金融機関（住宅金融公庫及び市中銀行等）に委託することができることとする。
3 その他（附則）
雇用奨励金等の支給に関する規定は、昭和三十七年一月一日にさかのぼつて適用し、また融資に関する規定は、昭和三十三年四月一日より施行する。
なお、炭鉱離職者の多数滞留する北九州地域に、北九州職業安定事務所を設置する。
二 議案の可決理由
本案は、炭鉱離職者等の就職を促進するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
1 炭鉱離職者臨時措置法に基づく経費

